

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告猪瀬俊雄 意見陳述書

2019年9月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原 告 猪 瀬 俊 雄

私は元裁判官です。最初の訴訟事件が、自衛隊法違反の恵庭事件でした。川内原発訴訟及びもんじゅ訴訟も担当しました。司法の判断は人間尊重の原則に立って人権を保障することです。これらの事件の審理を通じて考え続けてきた問題が「人間の尊厳が国家の枠組みの中で縛られ、譲歩を迫られるべきものか」ということです。

憲法には、国や社会の有り様を決めてしまう重さがあり、各憲法の根底には固有の価値観・世界観があります。長期間、政権の中心にいた自民党の2012年の憲法改正草案序文の冒頭の主語は「日本国」であり、その文脈からも関心の中心が「国」にあることが見て取れます。そして憲法9条についての政府の解釈は、憲法成立から現在まで大きく変遷し、今や政府自身憲法を改正する以外に矛盾から逃れる術はないと考えるところまで来ています。

しかし、そもそもは、日本国憲法の制憲議会において、吉田茂首相が、憲法9

条について、「自衛権の発動としての戦争も放棄したと解せられる」と明言し、諒承されていることです。ここが原点です。

当時の社会状況は、第二次世界大戦で戦没した日本軍の軍人軍属の総数230万人、その6割強の140万人は餓死です。食糧の現地調達を原則とする国の方針の当然の帰結と思えます。

沖縄を本土を守るための捨て石とし、島民の4分の1を死亡させながら、戦後も米軍基地の島とし、さらに新憲法下の昭和天皇もアメリカに対して、「沖縄の占領を希望する」旨のメッセージを送って、その後の沖縄の地位を確定しました。日米両国は、攻撃的兵器や物質の殆どを沖縄に配備しています。万一の時の攻撃の対象は、戦略面から東京でもワシントンでもなく、沖縄です。

平和学の父ヨハン・ガルトゥングは、「日米両政府は恥を知るべき」といっています（日本人のための平和論、ダイヤモンド社）。天皇制維持に固執して無条件降伏を先延ばしし、戦争の早期終結を口実にした原爆投下を招きました。国は、終戦後投降した約60万人の日本軍捕虜らがソ連によってシベリアなどへ労働力として抑留されるのを許し、彼らを見棄てました。高校時代の友人の一人がシベリア抑留の帰還兵でした。小野田寛郎さんらアジアや太平洋各地に派遣された軍人らに正式な終戦の告知もせずに放置した事例も多く、これらは国民の人権より専ら国家を優先する価値観によるものです。先の吉田茂首相の解釈は、これらの反省の上に立つ素直なものと理解できます。

しかし、その後、「外国からの違法な侵害に対する自衛のための必要最小限度の実力」の保持は、自然的権利として許されるべきとして憲法9条2項の戦力に当たらない」との自衛力論が主張されました。この立場では、単なる自衛ではなく、防衛のための防衛であり、領土内防衛で、他国の領土を攻撃する能力のある武器を保有せず、軍拡競争を刺激しない武器（短距離兵器）による海岸線の防衛に限られるべきものです。ところが、その後の歴代政府は、憲法は、自衛権まで否定するものではなく、国民生活の安全を維持するための自衛隊の存在は違憲で

はないと自然的権利としての自衛権を一般的自衛権とすり替え、軍隊であることに紛れもない自衛隊を創設し、さらに戦力の増強を重ね、任務を海外にまで拡大し、遂には集団的自衛権まで許されるとして安全保障法制の制定に踏み切りました。

近代の戦争の歴史は、軍拡、戦争、軍縮のサイクルを繰り返し、ナポレオン戦争後、軍備の均衡論から軍拡競争となり、武器の質も量も飛躍的に進展した結果、第一次世界大戦は、死亡率の高い戦争になりました。

その反省としての軍縮、平和主義の姿勢も武器の発達、資源の枯渇、人口増加と多量消費生活形態型とそれに原因するドイツ民族等の民族移動により世界のバランスが崩れ、戦争を決意したドイツ、日本に対応できずに第二次大戦となりました。

この二度の大戦の経験と東西の冷戦状態から再び軍拡競争に走り、人類を繰り返す全滅させられるだけの核兵器が備蓄され、化学兵器、生物兵器、非人間的な無人飛行機の発達も著しく、最近では多数国の核兵器開発とミサイルの開発整備競争が盛んな状況に陥っています。国連憲章第2条により、武力の行使は、個別的、または集団的自衛権の行使及び国連決議に基づいて行う制裁戦争以外は一切違法なものとされています。

しかし、危険な武器の発達と戦争の持つ無限定性を考えると、すべての戦争は、もはや正当な紛争解決の手段とはなり得ないものです。限定戦争も、核戦争では意味を持ちません。核武装の抑止効果に期待してもいずれは破綻です。また軍備均衡の恒久的な安定の保障などは不可能です。大国同士は勿論、小国同士でも国を挙げての総力戦となれば、人類が今世紀を生き残るのは難しいといわれています。当面、戦争を避け得たとしても、軍事費の増大が格差社会、インフレ、環境汚染や地球の温暖化、水・食料の危機を生み出しているのが世界の現状です。

日本国憲法が基礎としているのは、「個人としての尊重」即ち「人間の尊厳」です。憲法13条は、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を要する。」とっています。

人間の存在そのものには国家や共同体との関係を超えた深さ、豊かさがあり、それを尊重し、奉仕する道具的存在が国家です。人権には、国家を超える普遍的価値があります。人権を凌駕しこれを縛る国家の存在は認められません。諸外国でも統治行為論的判決は影を潜めてきています。そして、人間の尊厳を調和させる原理が「公共の福祉」です。単なる人権の制約原理ではありません。人間性に基づく共通善 (common good)、あるいは補完性の原理も公共の福祉とほぼ同義のもので、そのようにして保たれる正しい秩序をもたらすのが平和即ち秩序の静けさです。これが憲法前文の「人類普遍の原理」の表現するところ、2000年の歴史を持ち、13億人の信徒を擁するカトリックの教えとも重なります。そして私も信徒の一人です。

成層圏でのミサイル迎撃用のイージス・アショア、最新鋭機 F35搭載の航空母艦まで装備し、民意に反し沖縄の米軍基地の拡張に狂奔する安保法制は、普遍性のある憲法の価値観、世界観に背を向けた政府の判断一つで国を現実の戦争に導き入れ、戦争の無限定性から第三次大戦へ繋がりがねない深刻な危険性を孕むものです。それは、単なる危惧ではなく、蓋然性を含むものであり、全国民どころか人類の生命、自由、財産に対する決定的な侵害の危険性を備えるものです。裁判所におかれましては、この生々しい現実を改めて直視されるように重ねて求めて、私の意見陳述を終わります。

以上